

～盛岡手づくり村レストラン経営者募集～

盛岡手づくり村では盛岡広域に所在し、食堂経営に実績のある企業を募集いたします。
希望する企業様は下記までお問い合わせ下さい。

【家賃】

月額 55,000円（共益費込み）

*電気料、水道料金、ガス料金、下水道料金については別途お支払いいただきます。

*その他、諸条件については別途ご説明いたします。

【募集期間】

平成30年12月28日まで

【募集要領】

別添のとおり

<問い合わせ先>

（公財）盛岡地域地場産業振興センター（盛岡手づくり村）

TEL 019-689-2201

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター食堂経営者募集要領

1. 主旨

盛岡地域地場産業振興センターの入館者の利便性向上及びセンター機能の充実、さらには、地場産品の普及に資するため、同センター食堂の事業者を募集するものとする。

2. 募集対象及びの募集方法

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町に所在の食堂経営に実績のある企業を募集対象とし、ホームページに掲載のうえ募集するものとする。

3. 説明会

応募のあった企業については説明会を実施する。

4. 応募資格条件及びその他の条件

- (1) 現在盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、紫波町、矢巾町内において食堂実績がある者
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可を有し、過去2年間に同法違反により行政処分を受けたことがない者
- (3) 現在岩手県、盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、滝沢村、紫波町、矢巾町において、岩手県及び各市町村の入札参加資格者に対する指名停止基準に基づき、指名停止措置を受けていない者
- (4) 新規で応募する事業者は(1)～(3)の資格条件は問いませんが、経営計画書に営業方針等を詳細に記載していただきます。
- (5) 調理師免許所有者を従業員として常駐させることができる者
- (6) 食品衛生法に基づく食品衛生責任者を従業員として常駐させることができる者
- (7) 市町村税の滞納をしていない者

5. 選考方法

別添盛岡地域地場産業振興センター食堂設置に係る指名申請書及び下記の附属書類を説明会に参加した食堂経営希望者に提出頂き、審査のうえ決定する。

<提出附属書類>

(1) 経営計画書

手づくり村での営業方針(食堂の特徴、イメージを含む)、経営収支予算書、取り扱い商品(メニュー及び金額等を含む)

(2) 会社案内(現店舗の場所が記載されていること)

(3) 会社概要書

- (4) 納税証明書（平成29年～30年度分）
- (5) 営業許可書（写）
- (6) 登記簿謄本
- (7) 最近3期の決算書（ただし、直近の決算期から6ヶ月以上経過している場合は最新月までの試算表を提出すること。）
- (8) 運営組織、従業員予定者名簿（代表者及び食堂責任者は履歴書を添付）
- (9) その他参考書類

《提出先》

盛岡市繫字尾入野64-102

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター

《提出方法》

直接持参又は郵送によるものとする。

6. 食堂設置に係る諸設備及び諸条件等

(1) 施設の概要

①食堂	152.0㎡
②厨房	82.5㎡
計	234.5㎡

(2) 諸設備

①食堂

テーブル、椅子、レジスター等

②厨房

冷蔵庫、流し台、調理台など（設置以外の機器は食堂経営者負担とする）

③内装

現状とする（現状以外の内装については食堂経営者負担とする）

④付帯設備

電気、LPガス、給水、排水、冷暖房（厨房を除く）等

⑤その他の設備

上記以外の設備、用具機器は食堂経営者負担とする。

(3) 営業基準

①営業日及び営業時間

- ・営業日はセンター開館日とする。（12月29日～1月3日を除く）

なお、営業日は上記を原則としますが、困難な場合は、経営計画書にその理由と

希望する営業日の詳細を記載願います。

- ・営業時間は要相談

②提供品目

- ・可能な限り地場産素材や地元根ざしたメニューを提供すること。また、センターと協力して手づくり村オリジナルメニューの開発をすること。
- ・産直マルシェのメニューと競合しないもの

③販売価格

適正な価格であること（センターと事前協議を行うこと）

④健康診断の実施

従業員は法定健康診断等を受診すること。

(4) 諸管理

センター管理規程に従うこととし、食堂、厨房内の清掃等については食堂経営者において実施すること。

(5) 使用料及び契約等

①契約は1年更新とする

②センターの定める賃貸料とする。

（使用料は月額55,000円とする。）

③敷金は月額賃貸料の3ヶ月分とする。なお、食堂経営者の一方的解約の場合返還しない。

④電気料、水道料、ガス代、その他食堂経営に生じる経費については一切食堂経営者の負担とする。

⑤冷暖房、諸施設管理費等の経費については共益費として応分の徴収をするものとする。

⑥毎月所定の業務報告書をセンターに提出することとする。